

東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務要求水準書

1 基本事項

(1) 要求水準書の位置づけ

本書は、「東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務公募型プロポーザル実施要領」と一体のものとして位置づけるもので、旧市営温水プール（以下「旧温水プール」という。）に係る遊具選定支援及び設計を実施する民間事業者等（以下「事業者」という。）の提案募集にあたり、遊具選定支援・設計業務の基本的な考え方及び内容を示すもの。

応募者は、要求水準と同等またはそれ以上の提案を行い、要求水準として具体的な記載のない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うこと。

(2) 施設の目的

近年の猛暑や地域の空き地の減少、子どもたちが天候に左右されずのびのびと遊べる場を求める声の高まりなどを受け、旧温水プールを再利用した屋内のこどもの遊び場を整備する。屋内のこどもの遊び場は、体力増進機能として思い切り体を動かせる空間をもち、子どもの創造性を育む魅力的な遊びを通じて誰もが繰り返し足を運びたいと思える施設とし、子どもたちの健全な成長と発達を促進するだけでなく、日本一子育てしやすいまちをめざす本市の魅力向上や活性化に寄与するものとする。

(3) 施設のコンセプト

東海市こども計画では、基本理念として「こども・若者とその家庭をしあわせに」を掲げている。本施設のコンセプトは、東海市こども計画の基本目標である「良好な成育環境の整備」に基づき、基本施策の「居場所づくりの推進」及び「豊かな体験や活躍の場の充実」を図るもので、この遊び場を通じて子どもたちが健やかに成長し、家庭全体のしあわせを向上させることを目指すもの。

「未来を豊かにする力を育む遊び場」 ～みんなが笑顔になれる環境づくり～

- 既存施設の特性を活用した全天候型の遊びの空間
- 子どもたちが体を動かして遊び成長できる施設
- 家族で満足できる施設
- 繰り返し通いたくなる魅力的な遊びの提供

2 業務内容

(1) 遊具選定支援（市内大学と連携したワーキンググループ型）

大学生とのワーキンググループ（2回。令和7年12月～令和8年1月頃開催予定）開催時の企画、資料作成、ファシリテーション、記録作成、利用者視点に基づいた遊具選定案の形成支援、ワーキング成果に基づく遊具構成案、ゾーニング計画の立案、同時進行している建築改修実施設計との調整を図る。

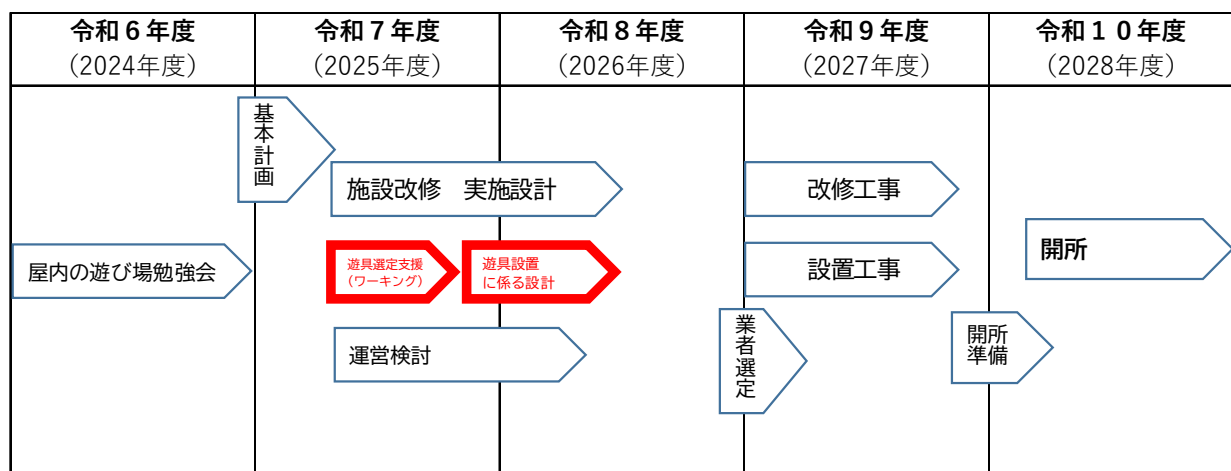
(2) 遊具設置に係る設計

遊具の配置図、寸法図、構造、安全対策の設計（JIS・JAS等に準拠）、根固め・基礎等の付帯工事設計を含む。※施設改修の実施設計は別途実施

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）10月30日（金）まで

4 スケジュール



5 遊具設置に係る設計の基本事項

- ・本施設のメインターゲットは、年中児から小学校中学年とする。なお、利用者の兄弟姉妹が一緒に利用することを想定し整備内容の対象年齢は0歳から小学校6年生までとする。
- ・子どもが走り回り、体力を向上させることができる遊具とすること。
- ・様々な遊びを創造できる遊具とすること。
- ・ぬくもりやあたたかさを感じる遊具とすること。
- ・誰もが利用しやすいように配慮すること。
- ・市内大学と連携したワーキンググループの意見を反映させた遊具を検討すること。

<第1回ワーキンググループの意見>

「子どもがワクワクする遊び場」「のびのびと遊べる遊び場」

【キーワード】

非日常空間 ブランコ 巨大滑り台 ターザンロープ ツリーハウス 迷路
身長を測る壁 秘密基地 レーザー トンネル ボールプール

- ・安心・安全に遊べる場とすること。
- ・2階の観客エリア部分を使用する場合は2階の改修費用は遊具付帯工事の費用としてみること。
- ・遊び場は靴を脱いでの利用とするもの。
- ・プール層を残すか否かは決定していないため、提案者が提案すること。
- ・市が想定するゾーニングや機能を以下に示すが、各機能（機能の重ね合わせも可能）の具体的な構成や面積については、より魅力ある提案を行うこと。（想定面積は、あくまでも目安であり、提案により変更は可能とする。機能を複合したエリア分けの再編成も可能とする。）

機能・利用イメージ

諸室名等	想定面積	機能内容等
立体遊具エリア	400 m ² 程度	概ね6歳以上対象。高い天井高を活かした立体遊具で構成された区画。上下左右に展開した空間で、滑る、くぐるなど、様々な体の動きを体験できる。
ボールエリア	200 m ² 程度	ネット仕切り、ボルダリング、スラックラインを設置し、来所者のニーズにあわせて、ボール遊びを始めチャレンジングな遊びを展開できる。
プレイエリア	200 m ² 程度	概ね3歳～6歳対象。長い距離を確保し、低年齢の子どもが安全で自由に走り回れる区画。
キッズエリア	200 m ² 程度	概ね0歳～3歳対象。低年齢のきょうだい児が保護者と安全に過ごせる区画として床面を自由に動ける空間とする。低年齢向け遊具を設置。

諸室名等	想定面積	機能内容等
休憩エリア	250 m ² 程度	遊んだ子どもがクールダウンしたり親子でくつろいだりすることできる区画。フラットなスペースのほか、テーブルと椅子を配置し飲食に対応。
情報コーナー	—	地域のイベントや子育てに役立つ情報、各種サービスの案内を提供。

※休憩エリアの床面工事は施設改修工事側で行うもの。

6 遊具選定支援業務

(1) 遊具選定支援業務の仕様

本業務は、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）にかけて実施する、市内大学と連携したワーキンググループで得られる意見を踏まえた、屋内遊び場の遊具選定支援業務であり、業務内容は概ね以下のとおりとする。

ア 市内大学と連携したワーキンググループにおける意見聴取等

市で主催する市内大学と連携したワーキンググループに出席をし、実施においては、企画の立案・準備・進行を行い、聴取した意見を遊具設計に反映するものとする。なお、ワーキンググループの参加学生は10名とする。

イ 遊具設置に係る設計

アの結果を報告書としてとりまとめるとともに、得られた結果を反映し、市と協議を経て、設計の仕様書を令和8年（2026年）1月30日（金）までに作成する。

なお、設計の仕様書は、令和9年度（2027年度）に実施する設置工事に活用できるよう必要な工事図面及び工事費等の積算資料として市と協議を経てまとめることとする。

ウ 提出物

- ㍿ 打合せ・協議記録簿を打合せ・協議から概ね1週間以内に提出すること。
- ㍿ 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- ㍿ その他、発注者の指示により必要なものを提出すること。
- ㍿ 本業務において作成した資料等の電子データは、随時、市へ提供すること。

エ 成果品

- ㍿ 業務報告書 1部
※案をまとめるにあたり収集・作成した資料一式を含む
- ㍿ 打合せ・協議記録簿 1部
- ㍿ 電子データ一式（(1)、(2)を収録したCD-R等発注者が指定する媒体）

オ 成果品の帰属

本業務に係る印刷物その他の著作権、業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータ並びに成果品の著作権及び所有権は市に帰属する。

カ 遊具選定支援業務分担表

業務種類	内容	負担者	
		東海市	事業者
会場手配	ワーキンググループで使用する会場の手配	○	
連絡調整	参加学生との連絡調整	○	
交通費支給	参加学生への交通費支給	○	
企画立案	ワーキンググループで実施する内容の企画立案		○
資料等準備	ワーキンググループで使用する資料の作成・印刷		○
進行	ワーキンググループの進行・ファシリテーション		○
記録作成	各回ごとの記録作成		○
提案	ワーキンググループの結果を踏まえた遊具構成案 及びゾーニング計画の立案		○
建築改修実施 設計調整	同時進行している建築改修実施設計との調整を図る		○

キ ワーキンググループの日程・内容

日程	テーマ	主な内容（案）
1 回目 (8/22) ※東海市実施	屋内の遊び場について考える	・オリエンテーション ・現地確認 ・グループワーク
2 回目 (12 月)	具体的な遊具について考える	・子どもの発達と遊具の関係性 ・事例紹介 ・グループワーク
3 回目 (1 月下旬)	魅力ある遊具の選定	・ゾーニング ・魅力ある遊具の選定 ・まとめ

※主な内容はあくまで参考のために記載しているため、より良い案があれば積極的に提案すること

7 設計業務の要求水準

(1) 納期

令和8年（2026年）10月30日（金）

※概算の施工費は令和8年（2026年）9月末までに提出すること。

※施設改修工事に係る実施設計委託業者との調整をすること。

(2) 設計業務

ア 業務内容

・要求水準及び提案内容に基づき、市と十分に協議を行いながら、遊具設置に係る設計業務を実施してください。打合せや協議については、議事録を作成すること。

・業務実施に先立ち、実施方針や体制、工程（施工を含む。）などを記載した業務計画書を提出すること。

・設計は、主要な寸法、面積、材料等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に影響を与える項目については、方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。また、工事の実施に必要な数量や工事費内訳などを、適切に作成すること。

イ 設計図書の作成等

・市に提出する実施設計図書は、別添設計業務委託特記仕様書のとおり。

(3) 設計に際しての注意事項

・配置する遊具等については、法令及び遊具の安全基準に準拠したものとする

こと。

・遊具・玩具については、口に入れても人体に影響のない素材や誤嚥窒息を予防する大きさとする

こと。

・配置する遊具については、必要に応じて固定されるよう設計すること。ただし、アンカー等により施設に直接改良等を行う必要がある場合については、事前に施工方法を市及び施設改修工事に係る実施設計業者と協議すること。

・メンテナンス性や耐久性に優れ、交換や補修が容易な素材の遊具・玩具を配置すること。

・遊具の安全規準については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関

する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会 以下「JPFA」という。）又は、同等の規準を満たすこと。

- ・遊具については、JPFA の公園施設賠償責任保険に加入した製品、又は生産物賠償責任保険に加入した製品とすること。

8 リスク分担

リスク分担に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

リスク分担表（設計業務）

リスクの種類	内容	負担者	
		東海市	事業者
募集要領	募集要領等の公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
法令等の変更	事業者の業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
税制変更	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
	上記以外の税制の変更		○
許認可等 リスク	発注者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
政策変更	政策変更（事業の中止、その他）による事業への影響（追加費用）	○	
環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）に関する対応		○
第三者賠償	事業者の業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、暴動、疫病その他の市又は事業者のいずれかの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設等の損害	協議事項	
資金調達	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
物価変動	契約期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う経費の増減	協議事項	
設計リスク	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
計画変更	市の要望や工事状況による設計条件の大幅な変更等を行う場合	○	

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

9 その他

- (1) 発注者との打合せ・協議は必要に応じて随時行うこと。
- (2) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合やこの要求水準書に定めのない事項については、発注者と受託者との協議の上、決定することとする。

また、業務進行上のやむを得ない理由、天災、計画外の事情等が発生した場合、業務スケジュールを変更することがある。この場合、発注者と受託者は速やかに協議の上、新たなスケジュールを設定し、書面にて合意するものとする。

- (3) 本業務の成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属する。
- (4) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1 委託業務名及び場所

- (1) 委託名 東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務委託
- (2) 委託場所 東海市中央町一丁目地内

2 工事の概要（予定）

- (1) 予定工事費 約150,000千円
- (2) 予定工期 令和9年（2027年）4月～令和10年（2028年）3月頃

3 その他

- (1) 支払い
完了払いとする。
- (2) 委託期間 令和8年（2026年）10月30日まで

II 業務仕様

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2 設計業務の範囲

(1) 設計

- 遊具設計に関する業務
- 積算業務（積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料の作成、積算数量調書の作成）
- 設計書の作成
- CADによる図面作成
- 現地調査
- 改修設計業者との協議
- 維持管理費用概算の算出

3 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- ア 業務着手時
- イ 監督員等が必要と認めた時
- ウ その他（ ）

(3) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
○ 既存建築関係図書 ○ 既存電気設備関係図書 ○ 既存機械設備関係図書 ・	当該施設に保管されているもの

貸与場所（　○　こども課	・ 当該施設　　）
貸与時期（　○　契約後速やかに	・ 施設打合時　　）
返却場所（　○　こども課	・ 当該施設　　）
返却時期（　○　業務終了時	・ 指定期日　　）

(4) 成果物の提出場所　東海市こども課

(5) 成果物の扱いについて

提出されたCADデータ（電子納品も含む）については、公共事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の請負業者等に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

工事の発注手続きにおいて、設計事務所名、設計者名、建築士登録番号が記載された図面を「あいち電子調達共同システム」により提供する場合がある。

(6) 成果物引渡後の設計協力

成果物の引渡し後といえども、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて設計図書等の修補を行うもの

(7) 質問回答書の作成

成果物の引渡し後といえども、当該設計に関する質問が生じたときは、市と協議し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

(8) 設計変更、追加設計等の実施

現場で設計の変更が生じたとき、追加工事の必要が生じたとき及び積算単価見直しが生じたときは、市と協議の上、受注者は、原則として無償で変更設計、追加設計等を行うこと。（杭芯ずれによる基礎補強計算も含む。）

(9) 軽微な変更

業務仕様と実施設計業務の軽微な変更については、契約金額の変更は行わないものとする。

(10) 木材利用の促進

建物の構造及び内装材について、「東海市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（令和6年4月1日策定）に基づき、各種材料で比較検討を行い、木質化に努めること。

(11) その他業務の履行に係る条件等

ア 設計に当り公共建築物の性格及び意義をよく理解して、施設の主要目的を十分認識し、その趣旨に添うよう努力すること。

イ 業務遂行上、疑義が生じた場合は発注者及び受注者と協議して定めること。

ウ 業務完了後も各種会議、説明会等の必要のある場合は、監督員の指示に従い協力すること

4 成果物・提出部数

(1) 実施設計

成果物は、意匠設計、構造設計、設備設計、環境整備設計等、工事を行うに必要な実施設計図書とし、次に掲げるものを標準とする。

なお、提出部数は、指定のないものについては各1部とする。

成 果 物	
◎設計図 (建築総合) 工事特記仕様書 工事概要 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 サイン計画図 外構図 外構詳細図 仮設計画図 (建築構造) 特記仕様書 構造基準図 伏図 (各階) 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 (電気設備) 工事特記仕様書 工事概要 配置図・屋外配管配線図 各種系統図・機器仕様 各種結線図・盤関係図 電灯・コンセント配線図 動力設備・配線図 受変電設備図 自家発電設備図 拡声設備図 火災報知設備・配線図 テレビ共同受信設備図 構内情報通信網設備図	インターホン設備図 電気時計設備図 防犯設備図 避雷設備図 機器・盤類・照明姿図 構内配電線路図 構内通信線路図 部分詳細図 構内交換設備図 昇降機設備図 (機械設備) 工事特記仕様書 工事概要 配置図 機器表 空気調和系統図 空気調和設備図 換気設備系統図 換気設備図 排煙設備図 衛生系統図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火系統図 消火設備図 ガス設備図 自動制御設備図 屋外設備図 厨房機器設備図 し尿浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 部分詳細図 搬送機設備図 特殊設備図

成 果 物	
○ 設計書 ○ 構造計算書 ○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書 ○ 見積書及び見積比較表 ○ 見積一覧表及び見積検討資料 ○ 複合単価等（代価表・明細書） ○ 各種技術資料（比較検討書含む） ○ 各種計算書 ・ リサイクル計画書 ○ 打合せ議事録 ○ 概算工事費報告書 ・ 日影図（既設建物含む） ○ 透視図（パース） ・ 模型	・ 建築基準法（確認申請）関係書（正・副） ・ 建築基準法（接道）関係書（正・副） ・ 建築基準法（一団地）関係書（正・副） ・ 都市計画法（開発）関係書（正・副） ・ 建築士法第 20 条第 2 項に定める証明書 ・ 省エネルギー関係計算書（正・副） ・ 人にやさしい街づくり条例関係書類 ・ 防災計画図書 ・ 中高層建築物の届出書 ・ 環境問題等に関する資料 ・ 維持費管理費用概要書 ・ 概算工程表 ・ その他工事に必要な図書

※提出部数は、指定のないものについては各1部とする。

※成果物は、A4 ハードファイルに綴じ、見出しを付すること。

※法令手続きは、協議の結果不要と判断された場合は、申請手続き及び成果品の提出は不要とする。

※詳細については監督員と十分に協議すること。

(2) 設計原図の作成について

- ア 設計図の仕様 AutoCAD LTデータ(dwg)またはDXFファイル形式のデータ
PDF形式のデータ
図面の大きさ:A2サイズ
- イ 設計書の仕様 任意とする
- ウ 提出部数 設計図(承認されたもの)を印刷したもののA3サイズ縮小 1部
設計図(承認されたもの)を印刷したもののA4サイズ折込 2部
設計書を印刷したもの 1部
設計図書電子データ(CD-R等で提出) 1部

※設計図の承認されたものとは、表紙(目次を含むこと)に市職員の押印、その他図面に設計士の記名及び押印(電子印鑑可)をしたものをいう。電子データは、PDF形式とし、1 ファイルにまとめること。

(3) 設計書の作成について

- ア 様式 監督員と事前に協議し作成すること。
- イ 電子データ等 CD-R等で提出すること。
- ウ 提出部数 設計書 1部
電子データ 1部